

令和7年8月吉日

関係団体各位

千葉市経済農政局経済部産業支援課長

### 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁円滑化の周知について（依頼）

平素は、本市経済の振興・発展はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解・ご尽力を賜わっておりまこと、厚くお礼申し上げます。

さて、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国の関税措置等が企業経営に与える影響が懸念される中、中小企業にしづ寄せがいかないよう価格転嫁の円滑化を一層推進する必要がありますが、企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が連携して、価格転嫁の円滑化について理解と協力を求める周知啓発活動を実施しています。

つきましては、九都県市価格転嫁円滑化チラシを送付いたしますので、貴団体所属の事業者様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

【送付資料】九都県市価格転嫁円滑化依頼文 1部  
九都県市価格転嫁円滑化チラシ 30部

※産業支援課ホームページ「価格転嫁の円滑化に関する取り組みについて」に、価格交渉支援ツールの案内などを掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/kakakutenka.html>

<担当>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1（千葉市役所 高層棟7階）

経済農政局 経済部 産業支援課 経営支援班 元木

[TEL] 043-245-5284 [FAX] 043-245-5590

[MAIL] sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

令和7年6月吉日

経済団体 御中

九都県市首脳会議

埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市長	山中 竹春
川崎市長	福田 紀彦
千葉市長	神谷 俊一
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	本村 賢太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた  
価格転嫁の円滑化について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の 99.7% を占め、生産、流通などを担うとともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしています。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があります。

このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規定が追加されています。

このたび、九都県市首脳会議では、事業者に御理解と御協力をいただきたい事項を下記のとおり通知及びチラシにとりまとめましたので、貴団体から、会員企業等に対する周知について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 御理解と御協力をお願いしたい事項

- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないよう十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

### 2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

### 3 添付資料

チラシ

### 4 参考

- (1) 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516\\_toriteki\\_seiritsu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toriteki_seiritsu.html)
- (2) パートナーシップ構築宣言（内閣府・中小企業庁）  
<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

## 5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154

# 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について ～成長と分配の好循環実現のために～

- ◆ 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、持続的な賃上げを中小企業にまで波及させ、成長と分配の好循環を実現するべく、適切な価格転嫁を連携して推進しています。

## 御理解と御協力のお願い

- ① 中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を御理解の上、適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- ② 中小企業等の取引環境の適正化のため  
**価格協議に対して積極的な対応を行うこと。\*** 
- ③ 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- ④ 米国における関税措置への対応によって**中小受託事業者へのしわ寄せが生じないよう十分留意すること。**
- ⑤ 受注者に**根拠資料の提出**を求める際は、**公表資料**(最低賃金の上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

\* 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に**協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当する**おそれがあるので、十分留意してください。(下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4-5買いたたき(2)ウ)

## 九都県市首脳会議



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市

**① 取引先との共存共栄の取組や「取組条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。**

(宣言項目)

- ・サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- ・親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守
- ・その他独自の取組

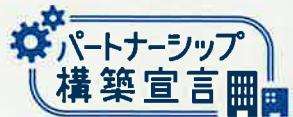


「パートナーシップ構築宣言」  
ポータルサイト

**② 宣言はポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) で公表されます。**

**③ 宣言企業は「ロゴマーク」を使用でき、取組をPRできます。**

**④ 国や地方公共団体の取組の一部で優遇措置が受けられます。**



## 価格交渉に役立つ情報を収集したい

### 価格交渉の根拠となる公表資料（例）

中小企業庁

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料の掲載サイトが一覧でまとめられています。

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料（例）

検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>

### 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

中小企業庁

取引先と価格交渉を行うために準備しておくとよいツールや、交渉を行う上で押さえておくとよいポイントなどを、分かりやすくまとめています。

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

検索



[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku\\_kosho\\_handbook.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf)

## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

- ① 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ② 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ
- ③ 公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法や下請代金法に基づき厳正に対処することが明記

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

検索



<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

## 【問い合わせ先】

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 電話 043-245-5284